議案第21号

青木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

青木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例を別紙のとおり制定する。

平成24年2月21日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

青木地区地区計画建築審議会を廃止し、同審議会の役割を富津市都市計画審議会が担うようにするため、条例の一部を改正するものである。

青木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正 する条例

青木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年富津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「次条に規定する建築審議会」を「富津市都市計画審議会」に改める。

第10条から第13条までを削り、第14条を第10条とし、第15条を第11 条とし、第16条を第12条とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。